

午前 9時55分 開議

○委員長（渡辺 俊君） おはようございます。皆様おそろいですので、定刻前ではありますが、これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は23名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から認定第12号までの計1件の質疑を行います。

なお、審査の順番は昨日お話ししましたように、認定第5号、6号、12号、2号、3号、7号、8号、9号、11号、4号の順に進めます。

それでは、認定第5号 平成19年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

岩川上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） おはようございます。ご説明に入る前に、認定の順番を私ごとでちょっと入れかえさせていただきまして、申しわけございませんでした。

それでは、認定第5号 平成19年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。初めに、農業集落排水事業の概況についてでございますが、この事業につきましては旧黒川村全域と旧中条町の乙地区を処理対象地域とした下水道事業でございます。旧黒川村区域には、黒川、鼓岡、大長谷といった3カ所の処理区域があります。その中で、黒川処理区は平成9年度に供用開始し、19年度末の接続率と申しますか、水洗化率は89.2%であります。鼓岡処理区は、平成14年度に供用を開始し、19年度末の水洗化率は62.9%であります。大長谷処理区につきましては、平成19年度に供用開始したばかりでありますので、水洗化率は若干下がりました13.1%となっております。一方、乙地区につきましては、平成14年度から事業に着手し、平成18年度から一部の供用を開始しておりまして、19年度末の水洗化率は22.1%であります。これらを合わせました農業集落排水全体といたしましては、51.4%の水洗化率と19年度末においてとなっております。本事業につきましては、各所工事も一段落しました状況でありますので、今後は経営の安定化を図ることが急務と思っておりますが、そのためには接続率の向上が欠かせない要件でありますので、上下水道課全体の問題として取り組みまして、未接続世帯への訪問等を実施しながらPRに努めているところであります。

また、受益者負担金の未納者につきましても、直接職員が訪問面接を実施するなどいたしまして、確約書をいただくなどしながら、不納欠損にならないよう、また納付してもらえよう努力している状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、歳出の内容について説明をさせていただきます。463ページ及び4ページをお開きください。1款1項1目農業集落排水総務費でございますが、職員給与費1名分が主なものでございます。

また、1項2目農業集落排水運営費は、黒川、鼓岡、大長谷、乙の4つの処理場におきます維持管理に要する経費であります。主なものといたしましては、1節の需用費で、電気料金を始めとする光熱水費が大きなものであります。

次のページをお開きください。また、一番上の委託料につきましては、4つの処理場の施設管理委託料を計上してございます。15節の工事請負費につきましては、各施設の整備工事費が主なものであります。また、28節の繰出金は、備考欄に書いてありますとおり一般会計への繰出金でありまして、汚泥の処理を委託している分と旧黒川村におきまして建設時に借り入れた借入金の一般会計への返済金ということであります。

次に、467、468ページの農業集落排水建設費であります。これは、文字どおり農業集落の建設費でありまして、2款1項1目乙地区建設費につきましては、乙地区におきます整備費でありまして、職員5名分の人件費のほか、主なものといたしましては15節に工事請負費がございまして、管路の施設工事費であります。次のページになりますが、2節補償補填及び賠償金も大きな額となっておりますが、これにつきましても拡張工事の際にガス、水道管等の移設に係ります補償であります。

次に、1項2目大長谷地区建設費でございます。これも文字どおり大長谷地区の建設に要した経費を1節報酬から2節公課費までのおの計上した次第であります。

次のページでございます。3款の基金積立金でございます。最初に、市償還準備基金でございますが、これは歳入のほうで申しますけれども、県の起償還補助金というものがございまして、その残余分を基金に積み立てたものであります。財政調整基金積立金は、基金の利子を積み立てたものでございます。

次のページは、4款公債費でございます。これは、主に建設に借り入れた地方債の元金及び利子が主なものでございます。若干19年度におきましては、資金繰りの関係上、一時借入金をした経緯がございまして、一時借入金利子もこの利子のところには発生してございます。

また、次のページの予備費については、19年度は執行がございませんでした。

次に、歳入でございます。447、448ページをお開きください。1項1目受益者分担金でございます。これは、整備費の一部を住民の皆様方からご負担をいただくものでありまして、1戸当たり25万円をいただいております。標準的には3年間でいただくものでありますし、1年間に4期に分けて徴収しているものであります。収入未済額が約930万円でございます。その中で、19年度分につきましては、収納率が93%でございまして、930万円のうち19年度分の未済額は約300万円であります。残りの630万円につきましては、15年度から18年度までの、まだいただいていない分であります。一番最初にも申しましたけれども、これらにつきましては未納者の方に対しましては、直接自宅を訪問するなどいたしまして、面接によりまして負担金の中身ですとかいろいろなお話し申し上げて、確約書をいただくなどして収納未済を減らすような努力をしてお

りますので、ご理解をお願いいたします。これにつきましては少しずつではありますが、成果を上げている状況であります。

また、2項1目農業集落排水事業負担金でございます。これは、19年度高速道路の工事に伴いまして発生いたしました工事の負担金でございます。

次のページをお願いいたします。使用料及び手数料でございます。1項1目使用料につきましては、4地区の農業集落排水における使用料でございます。手数料につきましては、それに伴います督促の手数料ということでございます。

次のページでございます。農業集落排水事業補助金でございます。農業集落排水事業、県の補助金でございます。これにつきましては補助対象事業費の2分の1を県が補助するものであります。また、その下の農業集落排水事業起債償還補助金というのがございますが、これは県のほうで毎年度総事業費の12%分を起債の償還補助金として出してくれるものでありますけれども、県のほうにつきましても財政事情がございまして、県の財政事情にあわせまして何年間にわたって繰り出していただくというもので、その年、その年によって何年間というのが若干県の財政事情によって異なってございます。ただ12%というものにつきましては担保してございまして、いつかはもらえるという言い方は変ですけれども、県の財政事情にあわせまして、それだけは毎年もらっているというような感じのものでございます。

次のページでございますが、4款財産収入でございます。これは、基金におきます預金利子でございます。

はぐっていただきまして、次のページでございます。5款繰入金でございます。一般会計繰入金と基金繰入金がございますが、一般会計繰入金につきましては、文字どおり一般会計の繰入金でありまして、普通交付税で措置されました分を運営費分として繰り入れましたものと、鹿ノ俣発電所で発電いたしました配当分ということでございます。

それから、基金繰入金はおのおのの基金から繰り入れしたものでございます。今回は市債準備基金繰入金は執行がございませんでした。

はぐっていただきまして、繰越金でございます。これにつきましても、前年度からの繰越金を計上しているものでございます。

それから、またはぐっていただきまして、諸収入でございます。諸収入の主なものにつきましては、3項2目に消費税及び地方消費税の還付金がございますが、これはまだ売り上げよりも工事請負というか、支払い消費税のほうが余計でございますので、多くの還付金が発生しているということでございます。

それから、はぐっていただきまして、461ページは市債、農業集落排水事業債ということでございまして、建設工事の充当いたすために借り入れしました長期の起債借入金でございます。

歳入、以上でございますが、最終的な決算額といたしましては、445ページをお願いいたしま

す。この表につきましては、1,000円単位とありますが、1円単位まで申しますと、歳入総額が7億36万6,860円、歳出総額が6億8,820万3,357円でございます。差し引き1,216万3,503円を20年度に繰り越すものでございます。

以上、説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいまご説明のありました認定第5号 平成19年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

高橋委員。

○委員（高橋政実君） 473ページの公債費の元金より利子が非常に高いのだけれども、ここら辺のところもう少し説明お願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） いわゆる公債費、起債と申しますのは、借り入れる際に据置期間というものがございます。最初は、通常その起債によって、借り入れ先とかによって異なるのですけれども、3年から5年程度元金据え置きいたしまして、利子だけの償還金が発生して、その後据置期間が終わりますと元金が発生するというような仕組みになっております。したがって、農業集落の排水につきましては、まだ建設途上でありますので、据置期間が終わっていない起債が多いためにこのような結果になってございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 466ページ、農業集落排水運営費の中の最後に繰出金がありますが、これ借り入れ分が1,170万円毎年出てくるわけですけれども、これはいつ、どれくらい一般会計から借りたのか、利息もあるのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） これにつきましては、旧黒川村時代に大長谷地区の建設に伴います借入金としまして、15年から18年度におきまして1億4,317万6,000円借り入れしてございます。20年度から64年度まで元金だけの元金均等償還ということでございます。

それと、もう一点が黒川処理区の建設の際に平成5年から1年までの6年間で3億600万円借り入れしてございまして、これにつきましても平成14年から平成58年まで利子をつけずに元金均等で45年間償還ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 旧黒川村のことなのでわからないかもわかりませんが、一般会計から借り入れしなければならなかった理由というのは、今の課長わかりますか。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） 聞き及びますところによりますと、通常公共下水道なり農業集落排水というのは受益者負担金を一般住民の方にご負担をお願いしているわけですが、旧黒川村時代につきましてはその受益者負担金相当分を借り入れで賄ったというような経緯があるとお聞きしております。

○委員長（渡辺 俊君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第6号 平成19年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） それでは、認定第6号 平成19年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

特定環境保全公共下水道事業は、荒井浜地区におきます下水道事業でありまして、現在14軒の方に使用していただいているものでございます。

決算の状況でございます。歳出でございますが、493ページをお開きください。1款1項1目特定環境保全公共下水道事業費でございます。当事業におけるもろもろの維持管理経費でございます。1節の需用費から28節の繰出金までですが、すべて処理場の維持管理費というようなことでございます。この中でも1節の工事請負費に、今年度につきましてはこの会計といたしましては433万6,200円ということで、かなり大きな不用額が出てございます。これは、予定しておりました施設整備工事につきましてですが、小規模な修繕等で対応ができたということで、これだけ大きな不用額が出たというようなものでございます。

次のページをお願いいたします。2款公債費でございます。2款公債費につきましては、地方債の元利償還金をおのこの元金と利子に計上してございますので、お願いいたします。

次のページですが、3款予備費は執行がございませんでした。

次に、歳入でございます。485ページをお願いいたします。1款1項1目使用料でございます。下水道をお使いいただいている料金でございます。本年度の徴収率でございますが、96.4%ということで、前年度が96.7%ということでありまして、若干下回ったといえれば下回ったのですが、前年同様のいい水準で推移しているということでございます。

次のページをお願いいたします。一般会計繰入金でございます。これは、本事業の運営上、不足する額を一般会計から繰り入れしていただいているものであります。歳出におきまして、先ほど申しましたように工事請負費で不用額が出ている関係上、一般会計繰入金につきましても予算額よりも670万円ほど少ない繰り入れで対応したというところでございます。

次のページは、前年度からの繰入金でございますし、その次のページにつきましては預金利子というようなことでございます。

トータルの決算額といたしましては、483ページをお願いいたします。これにつきましても1円単位まで申しますと、歳入総額が2,433万3,618円、歳出総額が2,173万7,783円ということで、差し引き259万5,835円を翌年度に繰り越すというものでございます。

以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号 平成19年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第12号 平成19年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） それでは、認定第12号 平成19年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算のご説明をいたします。

この事業につきましては、旧黒川村地内におきます水道事業で、黒川地区約1,000軒に給水している第1簡易水道事業と鼓岡、大長谷地区約800軒に給水している第2簡易水道事業の2つの簡易水道を合算した会計でございます。

それでは、歳出でございますが、689ページをお開きください。1款衛生費でございまして、1項1目衛生総務費でございますが、職員2名分の人件費や一般事務的な経費を計上してございます。2節繰入金におきましては、電算処理の委託経費分と簡易水道の建設時において一般会計から借り入れました建設費の返済について、一般会計へ繰り出したものでございます。

1項2目第1簡易水道運営費は、このページから、また次のページへかけてでございますが、それと1項3目第2簡易水道運営費につきましてでございますが、それぞれ第1簡水、第2簡水の施設運営に係る経費でございます。第1、第2簡易水道ともに、1節の需用費における電気料金などの光熱水費や、また13節の委託料などが主なものでございます。

続きまして、695ページ、696ページをお願いいたします。基金の積立金でございます。施設整備積立金へ積み立てたものでございます。

それから、次のページ、公債費でございます。元金及び利子のおののそれぞれ起債の償還金を計上してございます。

また、次のページは予備費でございますが、予備費につきましては本事業も執行がございませんでした。

次に、歳入でございます。679ページ、80ページをお願いいたします。使用料及び手数料でございます。第1簡水、第2簡水の使用料や工事検査手数料等でございます。1項1目使用料は、いわゆる水道料金ということでございまして、本年度の徴収率は96.9%、前年度が97.6%ございましたので、若干ではありますが、下がったということでございます。

次のページをお願いします。財産収入でございます。簡易水道施設整備基金の預金利子でございます。

次のページは繰入金でございます。一般会計繰入金につきましては、鹿ノ俣発電所関連の繰入金でございます。

それから、2項1目簡易水道施設整備基金繰入金ということで、基金を取り崩しまして繰り入れして歳出のために充てたというものでございます。

次のページは繰越金でございます。前年度からの繰越金を計上しております。

その次のページが諸収入でございます。預金の利子と雑入を計上してございます。雑入につきましては、給水加入金というものがございすけれども、これは新たに簡易水道に加入していただいた方からいただいている加入金というものでございます。

本事業の歳入歳出の決算額といたしましては、677ページでございます。1円まで申しますが、歳入総額が1億2,959万9,122円、歳出総額が1億2,372万8,910円でございます。差し引き58万212円を20年度に繰り越したものでございます。

以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号 平成19年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

増子委員。

○委員（増子 強君） 691ページから692ページにかけてでございますが、第1簡易水道、第2簡易水道ともに15節の工事請負費といたしまして、簡易水道施設遠方監視装置増設工事費が第1簡易水道、第2簡易水道ともに予算化され、実施されたわけですが、この装置はどのような装置なのか、また今どのような働きをしておられるのか、お伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） これにつきましては、上下水道課で上水道と簡易水道の事業に携わっているわけですが、上水道の並槻浄水場というところがございまして、そのところにいる職員が第1簡水と第2簡水を上水道の施設にしながら監視できるような装置の一元化を図ったということでございます。したがって、第1簡易水道の場所と第2簡易水道の場所には職員が常駐しておらず、並槻浄水場のほうで管理をしているというようなことができるような装置にしたということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

それでは、認定第2号 平成19年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） ご苦労さまでございます。それでは、平成19年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は32億6,917万2,000円、支出済額は31億4,352万8,257円となり、歳入歳出差し引き残額1億2,564万3,743円を平成20年度へ繰り越す決算となっております。また、平均被保険者数は1万2,064人で、前年度比較で140人、1.1%の減となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。323ページをお開き願います。第1款総務費につきましては、国保支弁職員5人分の人件費及び国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会への負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主なものであります。

次に、327ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、329ページの出産育児一時金、葬祭費等でありまして、前年度の通年と比較して5.3%の増となっております。なお、1人当たりの医療費は一般被保険者分は24万7,837円で、前年度比較で4.2%の増、退職被保険者分は38万1,998円で、前年度比較で5.1%の増となっております。

次に、331ページ、第3款老人保健拠出金につきましては、全国の市町村の老人保健事業会計へ拠出するため、診療報酬支払基金に支出したものでありまして、前年度の通年との比較では4.3%の減となっております。

次に、333ページ、第4款介護納付金につきましても全国の市町村の介護保険事業会計へ拠出するため、診療報酬支払基金に支出したものでありまして、前年の通年との比較では2.9%の減となっております。

次に、335ページ、第5款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業拠出金につきましては、国保連合会が実施主体となって国保保険者、国及び県が資金を出し合い、1カ月1件80万円を超える医療費を給付した場合保険者に配分される事業の拠出金でありまして、前年度の通年との比較では0.5%の増となっております。

また、2目保険財政共同安定化事業拠出金は、18年10月から実施されました県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円を超え、80万円以下の医療費を給付した場合に配分される事業への拠出金であります。

次に、337ページ、第6款保健事業につきましては、レセプト点検員の賃金、人間ドック等の

助成金が主なものであります。なお、人間ドックの受診者は803人で、受診率は10.7%となっております。また、19年度から胸部、腹部CT検査にも助成を開始いたしまして、231人が受診いたしました。

次に、341ページ、第7款基金積立金につきましては、給付準備基金の預金利子を積み立てたものであります。

次に、343ページ、第8款公債費につきましては支出はございませんでした。

次に、345ページ、第9款諸支出金は、国保資格喪失による過年度分の国保税の還付金及び平成18年度分療養給付費の国庫負担分の精算による償還金でございます。また、一般会計からの繰入金についても精算されております。

次に、349ページ、第10款予備費につきましては充用はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。299ページをお開き願います。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費及び介護納付金の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ決算したものでありまして、徴収率は一般被保険者現年課税分が92.2%で、前年度と比較して0.78ポイントの減、滞納繰越分が18.38%の徴収率で2.85ポイントの増となっております。また、退職被保険者現年課税分は、徴収率で98.33%で、前年度と比較して0.45ポイントの減、滞納繰越分は18.79%で2.9ポイントの増となっており、国保税全体では79.24%と前年度と比較して2.09ポイントの減となっております。

次に、301ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料であります。

次に、303ページ、第3款国庫支出金につきましては、医療給付費、介護納付金及び高額医療費、共同事業の負担金、財政調整交付金、後期高齢者医療制度創設準備事業等の補助金が主なものであります。

次に、305ページ、第4款療養給付費等交付金につきましては、退職者医療に対する診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、307ページ、第5款県支出金につきましては、高額医療費共同事業に係る県の負担金及び財政調整交付金であります。

次に、309ページ、第6款共同事業交付金につきましては、歳出の第5款共同事業拠出金で支払いされた分で交付基準を超える部分に対して国保連合会から交付されたものであります。

次に、311ページ、第7款財産収入につきましては、国保保険給付準備基金の利子であります。

次に、313ページ、第8款繰入金につきましては、国保財政の安定化を図るための一般会計からの繰り入れであります。

次に、315ページは前年度からの繰越金でありますし、317ページ、第10款諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主なものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号 平成19年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 18年度から確かに保険税の計算の方法に固定資産税が計算されないで、それで多分減額分は固定資産税分が計算されない分が減額されたのかなと、私はそういうふうに理解するのですが、それにしても一昨年度、18年度は不納欠損額が58万6,199円であったのが、一挙に10倍もなっていると、516万八千何がし、先ほど来いろいろな対策を課長のほうからお話がありました。この間にもそれはご努力されているとは思いますが、収入未済額が依然としてまた加算されて、昨年よりもまた1,000万円くらい余計になっているわけですが、この数字を何とか改善したいと努力なさっていると思うのですが、今現在どのようなご努力をなさっているのか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 前段の資産割がなくなったというふうなことで、保険税収入が減ったというふうなことのご指摘でございますけれども、その分ほかのところでもカバーと申しますか、ことがありますので、それを資産税が減ったというのは、そういうことではないというふうなことであります。

あと国保税の徴収の関係なのですけれども、滞納繰越分については今ほどご説明いたしましたように、納付確約とか一生懸命取り組んでおりまして、パーセント増えていますけれども、現年度課税分がやはり落ちてきているというふうな現象がございます。やはり全体的に昨今家計の収入はあまり伸びない割には、出るほうについては上がっていくというふうなことで、やはりその辺がかなり影響しているのではないかとこのように感じております。

○委員長（渡辺 俊君） 税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） 不納欠損の件でございますけれども、確かに前年度より10倍ぐらい余計になっておりますけれども、昨年度定期監査でも見込みのないものは極力よく不良債権として処理するようにご指摘もありまして、私どもいろいろ税務課といたしましても、滞納者に対して財産もない、滞納処分することにより生活を著しく窮迫させるおそれもあると、あるいは財産が不明であると、そういうようなところに執行停止をかけていたのですけれども、その辺執行停止かけて3年たったらそれを消滅させるとか、あるいは納税義務者が死亡、相続放棄、資産なし等で徴収することができないことが明らかであるものについて、欠損に落としたものでございます。あと5年経過、いわゆる時効ですけれども、その辺に関しても法定納期限の翌日から起算して5年間経過したことによって時効ということで、不納欠損に落としたわけでございます。そして、一応私どももいろいろ滞納の原因等を調べて調査しているわけですけれども、私どもの判断では昨年度税源移譲に伴い、低所得者層の中には結果的に増税となったものがあつたこと、あ

るいは低率減税の廃止や段階的に縮小になっていた公的年金控除が老年者への増税となり、生活
が困窮したことによるものが大半を占めているというふうに思いますし、さらに社会保険庁問題
に端を発する年金不信が行政不信につながり、納税意欲の欠如となったことが窓口や電話等の対
応で感じられたわけでございます。

あと納税者にしてみても、ノンバンクからの借り入れやら、あるいは住宅ローンの借り入れ等
がありまして、納税者は何かそういう私的な債務返済のほうを税よりも優先させているような状
態で、なかなか納めてもらわれないと、あるいは差し押さえする財産もないというような現状で、
住宅まで公売まではちょっと走りたくないの、その辺をいろいろ私ども課内で相談した結果、
このように欠損に落としたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） そうすれば、ただいまの国保に関して見込みのないものの処理、件数は何
件、差し支えないと思うのですが。

○委員長（渡辺 俊君） 税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） 執行停止して3年経過でございますけれども、それについては15件で
179万円、それから即時消滅ですけれども、5項なのですけれども、これは2件で147万8,000円、
それから18条、5年経過、時効ですけれども、23件で190万円、合計で40件で516万8,000円でご
ざいます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ちょっと教えてもらいたいのですけれども、330ページですけれども、出
産育児一時金が980万円で、これ28人分だと思ふのですけれども、これは一般会計からというこ
とでいいのかどうか、それ最初お聞きします。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 3分の2が一般会計から来ますし、3分の1が国保会計からとい
うことでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 314ページを見ると、出産育児一時金ということで1,050万円ありますけれ
ども、これとの関係はどう見たらいいのですか。30人分見ているわけですけれども。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 19年度で出していますけれども、またその精算を翌年度に精算す
るというふうなことで、その辺の関係かと思ひます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 18年度から比べてみたのですけれども、ちょっとその点でも数字がちょっ
と違うかなという感じがするので、18年度は1,150万円たしか出ていたと思ふのですが、さっき

3分の2、3分の1ということ言われたので、一般会計から1,050万円来て、実際には980万円だから、一般会計からいっぱいもらい過ぎているというふうに、2人分余計もらい過ぎているということにはならないのかということを知りたいのです。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 年度途中から30万円、今1件当たり35万円ですけれども、18年度途中から30万円から5万円上がって35万円になったというふうなことも影響しているかと思えます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 314ページの最後のところで、課長の説明で財政安定化支援事業繰入金というのが一般会計からということにはなっていますが、この数字というのはどういう根拠でこうなるのかということについて伺います。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） これは、国の交付税の参入分がありますけれども、その辺から算定されて一般会計から来ているということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第3号 平成19年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、平成19年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は28億2,984万7,788円、支出済額は28億4,415万3,578円となり、歳入歳出差引き1,430万5,790円の不足となりましたが、この不足額は国からの医療費負担金の一部が20年度に交付されることとなったため生じたものであります。また、医療受給該当者は、月平均で4,616人で、前年度比較で210人、4.4%の減となっております。なお、受給該当者のうち1割負担が4,438人、3割負担の上位所得者が178人となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。37ページをお開き願います。第1款総務費につきましては、レセプト点検員の賃金、療養給付に伴う電算処理などの事務的経費が主なものであります。

次に、373ページ、第2款医療諸費につきましては、老人医療受給者に係る療養給付費、療養費の老健会計負担額とその診療報酬審査委託料であります。前年度の通年と比較して療養給付費は件数で3.7%の減、金額では2.6%の増、療養費は件数で1.9%の減、金額では5.1%の増とな

っております。また、1人当たりの医療費は66万2,055円と、前年度と比較して7.2%の増となっております。

次に、375ページ、第3款諸支出金の償還金につきましては国、県負担分、繰入金につきましては一般会計からの繰入金について18年度の実績に基づいてそれぞれ精算したものであります。

次に、377ページ、第4款予備費につきましては、充用がありませんでした。

次に、歳入について説明いたします。359ページをお願いいたします。第1款支払基金交付金は、保険者負担分であります医療費等の50%相当分と診療報酬審査委託料の保険者分を診療報酬支払基金から交付されたものであります。

次に、361ページ、第2款国庫支出金、それから363ページ、第3款の県支出金、それから365ページの第4款繰入金につきましては、医療費等については国が約33.3%、県と市が約8.3%ずつ負担したものであります。

次に、369ページ、諸収入につきましては、交通事故などの第三者行為の損害賠償金等であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号 平成19年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

高橋委員。

○委員（高橋政実君） もう一回ちょっと説明お願いしたいのですけれども、いわゆる1,430万円の赤字になっていて、その赤字分が20年度で穴埋めできるという話ですけれども、ということはもう少しちょっと、どの部分が20年度1,400万円増えるのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 6月議会でも平成20年度からの繰り上げ充用ということで承認いただきましたけれども、その不足分につきましては国からの負担金が本来であれば19年度にあればいいのですけれども、それが20年度になって入ってくるということで、20年度の予算から充用するというふうな措置でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 確認というか、皆さんの一般市民からいろんな面で後期高齢者の部分で説明求められるのですが、老人保健事業特別会計、老人保健事業なのですが、結果的にはこの数値を見る限り19年度の決算見ると一般会計から2億4,000万円も繰り出されいながら、最終的には赤字だったと、こういうふうに老人の医療費が六十何万円も1人当たりかかるので、それで老人会計はパンクなのですよというふうな関係で、今度後期高齢者のほうに移行するというふうに私認識して、皆さんにはそういうふうにお知らせしているのですが、それで間違いないでしょう

か、この会計自体がなかなか持ちこたえられなくなって分離されて後期高齢のほうに移行するというには間違いないでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 19年度の国庫負担金が19年度に満額入ればいいのですけれども、20年度には必ず入ると、本来19年度に入るべきものが、これは国のほうの都合なのですけれども、それが本来来るべき金額が20年度に来るということで、ですからちょっと時期はおくれるのですけれども、収支はちょっと長い目で見ればとんとんというふうなことでございます。

あと老人保健から後期高齢者医療に切りかわったというのは、なかなか私ではちょっと難しく判断できないところでございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第7号 平成19年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） どうもご苦労さまでございます。それでは、認定第7号 平成19年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきます。

初めに、歳出のほうでございますが、皆様のお手元のページ、515ページになりますが、第1款公共用地取得費、1項公共用地取得費についてでございますが、1目の運動施設整備用地取得費では、運動施設整備用地の公有財産購入費でございます。下越土地開発公社からの買い戻しが主なものでございます。

2目の公共施設用地取得費では、公共施設用地の公有財産購入費で、同じく下越土地開発公社からの買い戻しが主なものでございます。

3目の史跡公園整備用地取得費では、史跡公園整備用地の公有財産購入費で、同じく下越土地開発公社からの買い戻しが主なものでございます。

これを賄います歳入でございますが、皆様のお手元のページ、509ページに戻りますが、第2

款繰入金でございまして、1項一般会計繰入金でございまして、1目の一般会計繰入金で、一般会計からの繰り入れを行ったものでございまして。

続きまして、皆様のお手元のページ、511ページになりますが、3款繰越金、1項繰越金で1目の繰越金でございまして、前年度の繰越金ということでございまして。

続きまして、第4款諸収入、1項預金利子についてでございまして、1目の預金利子ということで、預金利子が主なものということでございまして。

2項の雑入につきましては、運動施設整備用地雑入ということで、借地料、これは土とりをしているところの部分の借地料を東日本高速道路株式会社のほうからいただいているものでございまして。それから、立木補償金につきましては、この土とりをしている部分につきましては、高圧鉄塔線がございまして。その高圧鉄塔線の下の立木がかなり大きくなったので、東北電力さんのほうで立木伐採をしたということで、その補償金をいただいたというものでございまして。

認定第7号につきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号 平成19年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第8号 平成19年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順に説明願ひます。

坂上健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） ご苦労さまでございまして。それでは、平成19年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

本会計は、黒川地区にございまして診療所、医科1カ所、歯科2カ所、はりきゅうマッサージ1カ所の運営事業に係るものでございまして。歳入合計では1億3,386万6,144円、歳出合計では1億2,596万3,085円でございまして、差し引き繰越額を790万3,059円として決算をさせていただいたものでございまして。

それでは、最初に歳出からご説明を申し上げますので、535ページ、536ページからごらんください。1款1項1目でございまして、ここでは医科に係る経費でございまして、医師1名、看護師1名、事務職員1名、臨時職員1名の人件費のほか、1節にございまして需用費の中で医薬材料費、いわゆる薬代が主なものでございまして。

次ページをお願いいたします。2目でございまして、先ほど申し上げてございましたけれども、2カ所の歯科診療所に係るものの経費でございまして。場所は、黒川支所の隣にございましてものと胎内の栗木野新田のほうにございまして2カ所でございまして。これにつきましては、委託契約で行

っているものでございまして、15節の歯科診療業務委託料が主なものでございますけれども、15節の工事請負費では黒川歯科分室の玄関を高齢、障害者も利用しやすいようにということで、19年度におきまして階段でございましたけれども、スロープ状に改修をして、また玄関戸を自動ドアにしたという工事費のものでございます。

3目でございますが、3目につきましては、はり、きゅう、マッサージの経費でございまして、マッサージ師さんにつきましては臨時雇用ということでございます。賃金の支払いが主なものでございます。

続きまして、歳入についてでございますが、前のほうに戻っていただきまして、527、528ページからでございます。ここでは1款1項1目でございますが、それぞれの診療に係ります使用料の収入でございます。

それから、2目につきましては、医科の先生がお使いいただいております医師住宅の使用料でございます。

それから、2項1目につきましては衛生手数料といたしまして、診療所が発行いたします診断書の作成手数料等でございます。

次ページをお願いいたします。繰入金でございますが、1目の一般会計繰入金でございますが、これにつきましては診療所の運営のための黒川診療所の事業基金がございまして、診療所の運営施設の整備、医療備品等の購入に活用しているものでございまして、19年度につきましては先ほど申し上げました黒川歯科分室の玄関改修、また各種医療備品等の購入に基金を繰り入れを行ったものでございます。

次ページの531ページでございますけれども、3款でございますが、繰越金につきましては前年度からの繰越金でございます。

また、次のページの諸収入の2項の雑入でございますが、これにつきましては医科の先生が基本健診等に携わっておりますので、その報酬や胎内やすらぎの家の診療協力等でいただいているものでございます。昨年1年間の運営状況でございますが、利用者におきましては毎年増減があるわけでございますけれども、医科部門におきましては利用者が8,179人ございまして、対前年と比較いたしまして290名ほど減ってございます。診療報酬におきましては280万円ほどの減でございました。歯科部門におきましては、黒川、胎内合わせまして患者数が383人ほど増えてございまして、7,971人のご利用をいただいております。診療報酬におきましても、対前年で470万円ほどの増ということでございました。マッサージの部門におきましては、対前年比で利用者が213人ほど増えてございまして、これにつきましても1,464人ということでございました。今後とも信頼される身近な地域医療機関として努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、19年度末におきます診療所の基金残額につきましては、4,299万円ほどでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号 平成19年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第9号 平成19年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

天木観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） ご苦労さまです。それでは、平成19年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成19年度は、歳入合計収入済額では運営費補てん分として、一般会計繰入金1億1,867万円を確定し、7億3,808万4,623円、歳出合計支出済額では7億3,807万6,592円となり、歳入歳出差し引き8,031円、これを20年度へ繰り越すものであります。施設別としましては、8施設のうち6施設が赤字決算となっております。公債費、元利償還金を含めた実質収支内訳はと申しますと、リフト、スキー場ロッジで、マイナスの6,184万1,036円、胎内グランドホテルでマイナスの2,560万2,105円、胎内パーク、ニュー胎内パークホテルでマイナスの2,752万1,461円、グリーンハウスたいない、これもマイナスで50万2,495円、そば処みゆき庵、マイナスの646万5,597円、樽ヶ橋遊園で、これは113万9,631円の増収であります。それから、フィッシングパーク182万8,233円となり、あと旅行あっせん業としましては、マイナスの12万5,570円となっております。その他施設以外の事業費としましては、1億1,909万8,431円となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。569ページをお願いいたします。第1款商工費、1項商工総務費、1目観光総務費では、奥胎内ヒュッテ勤務職員のオフシーズン4カ月分の人件費と1節需用費のたばこ販売などの売店材料費などが主なものであります。

次に、2項索道費、リフト運営費では、職員5人分の人件費及びリフト維持管理運営に係る経常経費のほか、1節工事請負費は風倉第1ペアリフト下り改造工事、下り線です。下り改造工事及び人工造雪機用の発電機塗装工事であります。営業日数としましては、93日で5万5,447人の来場者数となっております。

次に、573ページ、3項観光費、観光休養施設運営費（胎内スキー場ロッジ）では職員3人分の人件費及びスキー場ロッジ維持管理運営に係る経常経費のほか、1節工事請負費はロッジ屋根改修工事費、1節公有財産購入費は風倉駐車場用地取得費であります。

次に、575ページ、3項2目旅行あっせん費では旅行業務に関し、JR運賃、航空運賃、バス及び宿泊手配に必要な運営費であります。

次に、4項第1国民宿舎費（胎内グランドホテル）では職員3人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費となっております。施設利用状況につきましては、日帰りで3万2,540人、宿泊で694人、対前年比較では日帰り1,942人、宿泊で236人の減となっております。

次に、579ページ、5項第2国民宿舎及び研修センター費、胎内パークホテル、ニュー胎内パークホテルでは職員8人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費のほか、1節委託料についてはサービス業務等委託料はホテル人材派遣業務等、ワイン醸造委託料は前年に収穫されたワイン醸造用ブドウをフルーツパークから買い取り、醸造会社に醸造委託して胎内ワインとして瓶詰めされたものであります。市内で市営ワイナリーができたことで、19年度が最後の醸造委託となりました。それから、イベント委託料は歌謡ショーのディナーショーでございます。また、1月から3月まで閑散期については、このパーク、ニューパークにつきましては営業を休みまして、経費削減に努めていたところであります。施設利用状況につきましては、日帰り7,602人、宿泊で1万7,703人、宿泊稼働率で18.7%、対前年度比較では日帰りでは1,167人の減、宿泊では902人の増となっております。

次に、583ページ、6項直売直食所費、グリーンハウスたいないでは施設維持管理運営に係る経常経費で、来客数790人となっております、主にゴールデンウィーク、イベント実施の営業のみとなっております。

次に、7項特産物加工施設費（そば処みゆき庵）では、職員3人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費で、来客数3万853人となっております、対前年比較では3,033人の減となっております。これは、黒川地区に同業者が3店舗あること、それから昨年11月から定休日を設けさせていただいたということも影響していると考えております。

次に、585ページ、8項樽ヶ橋遊園費では施設維持管理運営に係る経常経費で、来客数2万40人となっております、対前年比較で946人の増となっております。

次に、587ページ、9項フィッシングパーク費では施設維持管理運営に係る経常経費で、来客数1万6,569人となっております。

次に、591ページ、2款の基金積立金、財政調整基金積立金の利子となっております。

次に、593ページ、3款の公債費はニュー胎内パークホテルリフト運営の長期債及び一時借入金の元利償還金となっております。

次に、595ページ、4款予備費となっております、1款の商工費、1項の商工総務費、1目観光総務費、2節の補償補填及び賠償金のスキー場責任賠償金及び3項の観光費の1目スキー場ロッジ、1節需用費の自動ドア修繕費に充用させていただきました。

次に、597ページでありますけれども、5款前年度繰上充用金は18年度歳入歳出差し引きの不足した額に対し19年度から繰り上げ充用したものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。553ページから557ページをお願いいたします。第1

款事業収入につきましては、1項索道事業収入ではリフト運営による収入、2項観光事業収入では胎内スキー場ロッジ運営、駐車場使用料、たばこ売り上げ収入及び旅行あっせん収入、3項第1国民宿舎事業収入では胎内グランドホテル運営による収入、4項第2国民宿舎及び研修センター事業収入では、胎内パークホテル、ニュー胎内パークホテル運営による収入、第5項直売直食所事業収入はグリーンハウスたいない運営収入、6項が特産物加工施設事業収入、そば処みゆき庵の運営収入、第7項が樽ヶ橋遊園事業収入、8項がフィッシングパーク事業収入となっております。

次に、559ページ、2款使用料及び手数料、行政財産目的外使用料では自動販売機等の観光施設敷地使用収入となっております。

次に、3款は財産収入は、財政調整基金の預金利子であります。

次に、563ページ、第4款繰入金は一般会計繰入金、観光事業財政調整基金繰入金であります。

次に、567ページ、第6款の諸収入は各施設に設置している自動販売機収入及び歌謡ショーのイベント収入が主なものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号 平成19年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

須貝委員。

○委員（須貝 繁君） ただいま課長から非常に足早に説明をいただきまして、聞き飛ばしがあるような気がしますので、質問をまずさせていただきたいと思います。

いわゆる所管する施設の中で、6施設が実質赤字であったということではありますが、本年度、平成20年度大変な努力をされて方向性が見えてきているわけですが、それを顕彰する意味でもお聞きしたいのですが、6つの赤字施設の内容を改めてお聞きいたしたいと思いますが、内容的には公会計に基づくものではなくて、当然赤字という表現をしているわけですから、商会計における実質営業赤字というふうに考えられるのですが、6つの施設を改めてお答えいただいて、その赤字の内容についてをお聞きいたしたいと思いますが、よろしく願います。

○委員長（渡辺 俊君） 観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） 須貝委員のほうから、今赤字の各施設のそれぞれの収支の内容ということで、胎内スキー場のリフトの関係でありますけれども、収入につきましては1億3,204万3,697円、支出につきましては公債費を除きますと1億4,655万6,384円、そこで差し引きマイナスの1,491万2,687円、そこに元利償還金4,732万8,349円となりまして、実質収支の赤字額として、マイナスとして6,184万1,036円と、それから胎内グランドホテルでありますけれども、収入が6,214万4,995円、支出で8,774万7,100円、差し引き2,560万2,105円、マイナスであります。それ

から、胎内パーク、ニュー胎内パークホテルであります。収入が2億8,113万374円、支出が2億8,896万6,728円、それで収支で三角で783万6,354円、そこに元利償還金が1,968万5,107円で、実質収支が三角で2,752万1,461円、グリーンハウスたいない、収入が68万9,558円、支出が119万2,053円、マイナスで50万2,495円、そば処みゆき庵、収入で3,357万3,199円、支出で4,003万8,796円、三角で646万5,597円です。それから、樽ヶ橋遊園、収入で644万5,393円、支出で530万5,762円、差し引き113万9,631円、それからフィッシングパークで収入で1,309万3,491円、支出で1,126万5,258円、差し引き182万8,233円。それから、旅行業では、収入で782万7,735円、支出で795万3,305円、三角で12万5,570円となっております。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） スキーリフト等極めて大きな単年度赤字ということにはなるのですが、これは季節的な要因もあり、今年度、20年度には相当改善される5万5,000等の利用者が今年度にはある形になろうと思っておりますので、季節的要因のあるものは数年努力をお願いする以外ないと思うのですが、通常的な業務の中でやはり将来黒字に好転する可能性のないものについて、この年度は非常に努力をされていることは十分わかるのですが、現場としてこの19年度において将来もなかなか黒字化は面倒だ、または赤字をやりながら、それは地域の産業活性化、雇用の増大、こういうような意味合いがあって赤字も必要赤字なのだという論ももちろん成り立つわけですが、例えばみゆき庵のことをいいますと約10%の入場者減、3,300に対して三百何がしという10%の入場者減で、民間の同業者も増えている、菅谷の周辺にもやはり同じような傾向のものが3店ほどあるというような状況からして極めて厳しい。今年度頭だったか、昨年のおきだったか、ちょっとあれですけども、いわゆる旅行業についても、私あのおき所管の委員会に所属させていただいておまして、将来的な見地からこれを残して存続するのは将来の見通しがいいのではないかというようなご指摘を、説明をした責任者であられます小野副市長にも申し上げた覚えがあるのですが、そういう意味では、スキー場のことはとりあえずとして、それらの中小規模のものについて現場としてどのような経営努力をされて、この年度を引き継ぐ平成20年の産業の中にどういう努力をされてきたのかをお伺いしたいと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） みゆき庵に関しましては、確かに競争相手も近隣にいる、近くにいるということでありまして、ただそれは十分承知の上、みゆき庵というのはやはり今ホテルの分店みたいな格好で営業がなされています。これが各市外、特に市外のほうに出向いてこのみゆき庵が出店するというところで、イベントですね、そういったところにやって、そして胎内市のPRを兼ねて、かなり東京、名古屋等、最近は遠方まで出かけて行って、自分の売り上げだけでなくPRも兼ねてやっているということをお伺いしたいということ。それから、やはりみゆき

庵についても、今までの営業展開では到底無理だと、定休日も週2回あるわけですし、従業員のモチベーションもあるわけです。それを踏まえて改革ということで、やはりリピーター、もう一回来たいという味、それからメニュー、そういったものを今作成、研究しているということで、やはりここに職員であります店長はすばらしい熱意の方であるということで、私も本当にすばらしい職員だと認めていますので、そういうところで今努力しているということで、みゆき庵は見たいということでもあります。

それから、旅行業につきましては、やはり今200の免許を取得しているということで、これはなかなか自治体では、逆に国、県からすれば、なぜ胎内市さんが旅行業の免許持っているのだという疑問視されますけれども、これは胎内の旧黒川が積み上げてきた努力で取得したということでもあります。それを今第3種というのが新しく去年、おとしからできて、やはり近隣する地域を含めて、そういった旅行業の免許があればできるということでもありますので、その辺いまま一度もう一回勉強し直して、やはり中心になるホテルを中心に、リゾートを中心にやはり近隣からの連携で誘致できるような、せっかくの資格でありますので、そういったものをもう一回勉強しながら活用させてもらいたいということ考えています。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） ありがとうございます。大変な逆風の中で努力されていることは高く評価をしたいと私は思っておりますし、今年度の人的配置におきまして3人の係長、それぞれ非常に有能な係長、課長が十分活用しながら、一定の業績を上げておいて、今年度はそれなりのいい結果が出るものだというふうには思っておりますが、例えば旅行業についていいますと、最近では航空会社を含め旅行の近畿ツーリスト等もそうだと思いますけれども、あっせん手数料を非常に低くする、またインターネットによってそういう旧来の形態によるマージン収入が見込めない業界になってきているというようなことがあるわけでありまして、ただ本市としてはやはりグリーンツーリズムを始めとする、いろいろなこれから誘客をするにはソフト面の旅行あっせん業も必要なのだと思うのですが、何しろやはり素人の商売と言わざるを得ない部分がございますので、今後そういう点を気をつけて頑張っていきたいと思うのですが、総体的に結論を言えばやはり観光業トータルとしてあれだけのものを資産として持つわけですから、やはり必要なものと赤字でもどうしても残さなければならないものと、そうでなくてこの際英断をもってというのは、今いろんなアドバイスもいただいて、市長も英断をもって今年度はやると思うのですが、この年度におけるその辺の現場での感じ方といいますか、努力のことをもう一度くどいようですが、お聞きをして、計数のことはもういいと思いますので、お願いしたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） 今ご指摘のとおりだと思います。やはり施設があるから、言葉は悪いですが、ただただ運営するというよりはやはりもうそういった状況ではないということは十

分ありますので、その辺小さいところ、なかなか利用がされていないところから、やはり私も来てですけども、大変申しわけないんですけども、一部利用のニーズ、希望はあるんですけども、そこらやはりご理解してもらって休止なり、必要に応じてオープンするというようなことで、取り組みさせてもらっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） ただいまの須貝委員さんの発言と内容とちょっと重複するわけなのですが、みゆき庵の場合3万人も入って実際利用しているわけなのですが、それで646万円ぐらいの事業、決算赤字を出しているというふうなことになりますと、これを端的にとらえた場合、人件費というふうな、材料費というふうなことになろうと思いますが、逆に逆算しまして、これを黒字に持っていくには大した人員を入れなければ逆に収支がとれないというふうな計算になるわけで、その点赤字な中でもリピーターの一つの役割を果たして胎内全体のリゾートの活性化のために位置づけて、やはりみゆき庵を今後営業するというふうな、何か方向性みたいなのお聞きしたのですが、端的に考えて非常にやはり利用者はあるのだけでも、収支がとれないというのはやはり人件費の関係でないかなというふうな感じするのですが、正職員と臨時どのような割での雇用の関係になっているのかお聞かせ願いたいとうございます。

もう一つ、去年から第2国民宿舎ですか、それと研修センター閉鎖したわけで、これによって電気代とか水道、もろもろの経費どれだけ削減だったのか、これについては20年度からの恐らく新しい観光施設の運営というふうなことで、当然基礎となる数字だということで解釈しているわけなのですが、その数字が大体わかりましたら教えていただきとうございます。

○委員長（渡辺 俊君） 観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） みゆき庵の職員については、19年度が正規職員が3人、パート職員が4人です。その他時期的なもので学生さん中心にしたバイトということで、必要数に応じていますけれども、それからパーク、ニューパークの関係ですね、冬期間平日休止したことで光熱費の減額ということで、はっきりした数字はまだ把握していません。申しわけありません。それは、光熱水費も当然コスト削減ということが目的でやっているわけですけども、ご存じのようにそこに働く職員がなかなか時間外の代休というものもあるものですから、代休消化というものもあって、冬のお客様が少ない場に職員のそういったものを解消してもらおうという部分も含めて、業務を少なくして職員の休暇というのでしょうか、それをとってもらったということで、そういう人事面も加味したものであるということでご理解いただければと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） では、端的にお聞きしますけれども、みゆき庵の場合、今の料金設定で今のメニューでした場合、逆算して何万人入れれば採算が合うのか、その辺一つ目安として聞かせていただいて、これは大事なことだと思うのです。目安のないまま毎年やっているけれども、結

局は赤字だということではなくて、今のメニューでやって、では5万人を入れれば、これは黒字になるのだというふうな逆の設定あったらどうですか。

それから、もう一点、ニューパーク、パークについての雇用している職員の雇用の一つの体の休息のために福利的なものでそういうふうなことやっているというふうなお話でございますが、それはそれで結構でございますが、ただことしから冬期間もやらないということになりますと、市長はこの前言ったように団体であれば受け入れるというふうなことっておりますので、その成果はやってみないとわからないのかもしれませんが、やはり基礎データというのは、では休んでどのくらいの人件費は別として施設管理費が浮くのかという、やはり基礎データを持たないと、ことしの計画は立たないのではないですか。

○委員長（渡辺 俊君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 非常にリゾートの関係については、きのうも説明しましたけれども、改革するには非常にやはり皆さんも痛みを伴うわけでありまして、先般も言いました佐渡市の観光も25年前は110万人ぐらいであったのですが、今65万人前後ということでありまして。今ご指摘ありました菅原議員から、あるいは須貝議員からもありましたみゆき庵の一つの例とりますと、私はやはり人件費だと思っております。これ今課長お話しした人件費等の職員の数も言いましたが、大体600万円が赤字であれば私は人件費は2人ぐらい、普通の家庭であれば、あの規模であれば2人か3人ぐらいで、1人臨時あたりで十分対応できるのではないかと私自身思っているわけでありまして。交通公社の方々は、これは課長たちは十分お話は聞いているかと思うのでありますが、今その赤字分をなくするにはどうすればいいか、逆に職員を2人減らした場合どういう計算になるか、そういう逆な方法も私はあると思うのでありまして、今菅原議員が8人いればどのぐらいもうかればいいのかということでありましてけれども、いずれにしても人件費2人減らせば、逆にどのぐらいになるのか、いろいろな面でやはり試算が必要かと思っております。この厳しい時世でありますけれども、ことし一つずつ思い切ってやるところはやって、いろいろな面での市民の希望も今出てきているわけでありまして、交通公社の考え方も整理しながら、一つずつ走らせていただきたいと思いますので、その辺ご理解お願いしたいと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武志君） 582ページのイベント委託料ということ出ておりますが、これ歌謡ショー等のイベントかと思っておりますが、何件の内容で興業がなされて、その収支ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） 19年度に開催しましたディナーショー関係でありますけれども、12月に開催しました小林幸子ショーであります。これの収支、収入で1,379万円です。支出で1,369万550円、売り上げ利益としましては9万9,450円ということでありまして。それから、もう一つ、3

月に開催されましたラップスのクラブ胎内であります。ヒップホップの関係でありますけれども、これが収入で523万8,500円、支出で393万6,632円、差し引き130万1,868円でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武志君） このように収支、小林幸子さんの歌謡ショーになると全くの利益が出ていないという形になっているわけですが、今後このようなイベントを開いていても、私は市の行政がやっていくイベントではないと思っております。今まで、前年度の歌謡ショー内の計算でしようけれども、前回から見ていきますとかなりの収支の赤字が出ているかと思えます。今後来年度もこのような歌謡ショーを続けていくのかも含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） ご存じのように、今リゾートのマスタープランということで策定し、また近々公表されますけれども、今いろいろワークショップ等ホテル内ではそういった歌謡ショー的なものは、一切まず議論はされていません。アドバイザーからもそういったものについて、開催して誘客するといったものは提案されていません。ロイヤルのホテルには今の状況見ますと観光の団体旅行から少人数旅行ということにシフトされているということで、その少人数の旅行者をどういうふうにして獲得していくかということの今作戦というのですか、企画をしているということで、そこが精いっぱいなところで、まず新しいところであります。ただこれが、今従来からやってきた歌謡ショーを全くなくするかどうかという議論は、まだまだ詰めなければなりませんけれども、やはり地域の方にもそういったホテルとしての役割を還元しなければならないとなれば、楽しんでもらうということになれば、規模に合ったものを企画しなければならないのかなという、私はそういうふう考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武志君） その点で、観光等の誘客するというでなされるわけなのでしょうけれども、ほとんどが地域、市民に対してのイベント等のほうが強いかと思います。今後このようなものは、市民のほうに移して、商工会なりそちらのほうに任せるというふうにしていただきたいと思えます。そういうことで質問は終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） お願いで申しわけありません。お願いはだめだよと言われたのですが、あえてお願いなのですが、課長が今ご説明いただいた数値、あれを文書化して配付お願いしていただきたいのですが、議事録が出てくるかな。お願いしたいのです。

○委員長（渡辺 俊君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。お諮りいたします。昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 零時55分 再開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、認定第10号 平成19年度胎内市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） どうもご苦労さまでございます。それでは、認定第10号 平成19年度胎内市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算決算事項別明細に基づきまして説明をさせていただきます。皆様のお手元のページ、61ページからになりますが、歳出でございます。第1款土木費、1項宅地造成費についてでございますが、1目宅地造成費では公有財産購入費で下越土地開発公社からの買い戻し並びに繰入金で一般会計への繰入金が主なものでございます。

続きまして、2款基金積立金、1項基金積立金で、皆様お手元のページ、619ページになりますが、1目基金積立金で宅地造成事業基金積立金が主なものでございます。

続きまして、62ページになりますが、第3款公債費、1項公債費で1目元金でございますが、長期償還元金が主なものでございまして、2目の利子につきましては長期償還利子が主なものでございます。

続きまして、これを賄います歳入でございますが、皆様のお手元のページ、607ページになります。第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目の土木使用料でございますが、共同墓地、工場用地、住宅用地使用料が主なものでございます。

続きまして、609ページの2款財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金でございますが、これにつきましては宅地造成事業基金の利子でございます。

2項の財産売却収入、1目不動産売却収入につきましては、前山台団地の1区画を住宅用地として売り払いをしたものの収入でございます。

続きまして、611ページ、3項繰入金でございますが、一般会計からの繰入金というものでございます。

続きまして、613ページでございますが、第4款繰越金、前年度繰越金でございます。

ということでございまして、第5款の諸収入につきましては預金利子ということでございます。

これで説明のほうを終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号 平成19年度胎内市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第11号 平成19年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） どうもご苦勞さまで。それでは、認定第11号 平成19年度地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げさせていただきます。

653ページの歳出からご説明申し上げます。1款農林水産業費、1項農業費、1目地域食材供給施設運営費では、胎内高原ビール園の人件費を始めとする管理運営費のほか、1節需用費でレストランの賄い材料費及び売店材料費、16節原材料費でビールの加工原料等の購入費であり、27節公課費でビール醸造に伴う酒税、28節繰出金で電気使用料金等が主なものであります。なお、ビール園の電気につきましては風倉発電から供給を受けているというものであります。

次に、655ページの2目農畜産物加工施設運営費では、ハム、ウインナーの加工、製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、16節原材料費で黒豚等の購入費が主なものとなっております。なお、みそ、漬物加工部門は19年度より地域農業者が製造、販売を行っているという形で、直営部門からは外れているという形になっております。

次に、657ページの下段、3目乳製品加工センター運営費では、ジャージー牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム及びチーズの製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、1節需用費で畜産団地で飼育しているジャージー牛の飼料、光熱水費が主なものであります。ジャージー牛の関係だけが畜産団地の中で地域産業会計に属しているという形になっております。

それから、659ページの下の方、4目地域活性化センター運営費では、活性化センターの運営及び維持管理に要する経費であります。なお、本センターにつきましても19年度から食堂及び売店は胎内高原ビール園に統合した形で運営を行っているというものであります。

次に、661ページの5目米粉製造施設運営費では、新潟製粉株式会社への委託料及び国庫補助事業での倉庫建設に伴う設計監理委託料、建設工事費が主なもので、一般会計からの繰入金も貸付金扱いで次年度以降10年間で返済するというものであります。

同じく農産加工施設運営費では、胎内高原ハウス株式会社への委託料及び倉庫建設に伴う設計監理委託料、工事請負費が主なもので、一般会計からの繰入金は貸付金扱いで米粉倉庫と同様の取り扱いとなります。

その同じく7目ワイン製造施設運営事業費では、19年9月から創業開始をいたしましたワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であります。

次に、665ページの2款1項1目基金積立金は財政調整基金積立金であります。

次に、66ページ、3款1項公債費で施設の長期債の償還元金及び利子の支払いであります。

それに伴います歳入であります。633ページの1款事業収入、1項1目の地域食材供給施設事業収入では、胎内高原ビール園のレストラン及び売店の売り上げ収入、2項1目農畜産物加工事業収入では、ハム、ウインナーの売り上げ収入、3項1目乳製品加工事業収入では、牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム、チーズの売り上げ収入、4項1目米粉製造事業収入では、新潟製粉株式会社への委託料に償還金を加えた米粉販売収入、5項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社への委託料に償還金利子を加えたミネラルウォーター、麦茶、薬草茶等の販売収入、次ページの6項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売収入であります。

次に、637ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料は電柱、電話柱の敷地使用料であります。

それから、次に641ページ、4款財産収入、1項1目財産貸付収入では、みそ、漬物加工施設の貸付収入であります。

それから、643ページの5款繰入金、1項1目一般会計繰入金では運営費補てん分、貸付金及び鹿ノ俣発電所の配当分の繰り入れであります。

それから、645ページの6款1項1目繰越金は前年度からの繰越金であります。

次に、647ページの7款諸収入、1項1目雑入では自動販売機手数料、自動車損害共済金が主なものであります。

次に、651ページの9款国庫支出金、1項1目農林水産業費国庫補助金は米粉倉庫建設に伴うものであります。

以上で地域産業振興会計の決算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第1号 平成19年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

菅原委員。

○委員（菅原市永君） ビール園に関しては、皆さん努力はしているのだけれども、約2,200万円ぐらいの経営の赤字、単年度赤字というふうなのをここから読み取れるわけなのですが、逆に農産物加工施設販売収入というのがこの資料によりますと単年度では黒字になっているというふうなことで、非常に歓迎する数字で、現場の努力をこちらも敬意を表するわけですが、全体として1億8,000万円、これは繰入金あるわけですが、これには委託しているミネラル関係のいろいろな事業の繰出金だと思うのですが、ビール園のほうの繰出金は大体2,200万円ぐらい、その内訳としてはそういうことで理解していいのでしょうか。もしできましたら繰入金の明細についてちょっと教えていただけますか。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 胎内高原ビール園、食堂、売店等、醸造も含めた中でありませけれども、一般会計繰入金を除いた形の中で数字を申し上げますと、収入では6,694万9,000円、支出では7,741万1,000円でありまして、そのほかに元利償還金1,884万1,000円がございます。合計で2,930万3,000円の単年度赤字というような形になっておりますし、今ほどお褒めの言葉をいただきました農畜産物加工施設につきましては、収入が3,591万6,000円、支出が3,415万4,000円ということで、176万1,000円の実質黒字というような形になっております。

○委員長（渡辺 俊君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第4号 平成19年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出、歳入の順にご説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、平成19年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は20億350万9,654円、支出済額は19億5,576万5,445円となりまして、歳入歳出差し引き4,774万4,209円を平成20年度へ繰り越す決算となっております。

それでは、歳出からご説明いたします。407ページをお開き願います。第1款総務費につきましては、介護保険支弁職員5人の人件費、保険料賦課徴収事務、要介護認定事務に係る経常経費と介護相談員派遣事業費のほか、介護保険運営協議会の経費が主なものであります。

次に、413ページからの第2款保険給付費につきましては、介護給付に係る各項目別の支出内訳がその内容であります。前年度の通年との比較では8.7%の増となっております。このうち、1項2目地域密着型介護サービス給付費が前年度比で155.5%の大幅な伸びとなっております。これはグループホームどっこの家やウエルネス中条などのグループホームの関係などが新たに開設されたことが大きく影響しているものと思われま。

続きまして、415ページの2款2項1目介護予防サービス給付費が前年度比で118.1%の大幅な伸びとなっております。これは介護区分の変更によりまして要介護1から要支援に移った人などがいたことなどで、その辺が影響しているものと思われま。また、要介護認定者数は19年度の1カ月平均であります。1,186人となっており、要介護等認定者に対するサービス受給者の割合は79.4%となっております。なお、低所得者で食費、居住費が本人負担となっている負担限度額認定された方は220人で、要介護認定者に占める割合は18.5%となっております。

続きまして、42ページ、第4款地域支援事業費の1項1目介護予防特定高齢者施策事業費では、要介護状態になる一歩手前的高齢者を対象にした運動、栄養、口腔機能向上事業など4事業を、また2目介護予防一般高齢者施策事業費では生きがいと健康づくり推進事業など8事業を、

また 423ページの 2 項包括的支援事業・任意事業費は、1 目で介護予防ケアマネジメント事業費から 427ページの 5 目任意事業費までにおきまして、地域包括ケアマネジメント事業など 8 事業を実施したものであります。

また、429ページ、第 5 款保健福祉事業につきましては、1 項 1 目介護予防一般高齢者施策事業費で生活管理指導委託料を、2 項包括的支援事業・任意事業費では介護予防ケアマネジメント事業など 5 事業を実施したものであります。

431ページ、第 6 款基金積立金につきましては、給付準備基金の利子を積み立てしたものであります。

433ページ、第 7 款公債費につきましては支出がありませんでした。

435ページ、第 8 款諸支出金につきましては、平成 18年度保険給付費の精算による国、県への償還金及び一般会計への繰出金などであります。

437ページ、第 9 款予備費につきましては充用はありませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。389ページをお願いいたします。第 1 款保険料につきましては、第 1 号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料であります。徴収率は、普通徴収分で 93.6%と、前年度と比較して 1.3ポイントの減となっております。

次に、391ページ、第 2 款使用料及び手数料につきましては、督促手数料及び介護予防事業、保健福祉サービス利用に係る利用者負担分であります。

次に、393ページ、第 3 款国庫支出金につきましては、国からの介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業に係る補助金、制度改正に伴う電算システムの改修費に対する補助金であります。

次に、395ページ、第 4 款支払基金交付金につきましては、介護給付費及び介護予防事業に係る第 2 号被保険者負担分の診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、397ページ、第 5 款県支出金につきましては、介護給付費の県負担金及び地域支援事業に係る補助金であります。

次に、399ページ、第 6 款財産収入につきましては、介護給付費準備基金の預金利子であります。

次に、401ページ、第 7 款繰入金につきましては、介護給付費及び地域支援事業に係る市負担分並びに職員給与費、事務費等を繰り入れたものであります。

次に、405ページ、第 9 款諸収入につきましては、介護保険料の延滞金などあります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第 4 号 平成 19年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、明日午前10時から認定第13号から認定第15号までの質疑及び認定第1号から認定第15号までの採決並びに委員会として付すべき意見の聴取を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 1時19分 散 会